

事件番号 平成29年(ワ)第1175号
石炭火力発電所運転差止請求事件
原告 外123名
被告 仙台パワーステーション株式会社

期 日 外 釈 明

平成31年2月8日

原告ら代理人 横田由樹 様

〒980-8639

仙台市青葉区片平1-6-1

仙台地方裁判所第2民事部合3イ係

裁判所書記官 高 橋 伸 明

電話022-745-6051

FAX 022-213-7695

頭書の事件について、原告らに対し、裁判長の指示により、別紙釈明事項について釈明を求めます。

別 紙

【釈 明 事 項】

甲A11号証の2について、計算結果の妥当性、信頼性の検証を可能とする見地から、次の事項について平成31年2月27日までに資料を提出することを検討されたい。

- 1 NO₂及びPM_{2.5}の予想される濃度上昇量について、地域的分布及びその具体的数値（日本全国ではなく、宮城県周辺の濃度上昇がみられると推定される地域に限って良い。）
- 2 NO₂及びPM_{2.5}により予想される死亡者について、予想される死亡者の地域的分布及びその具体的数値（NO₂とPM_{2.5}を別とし、各疾患を別とした数値も明らかにされたい。）
- 3 前記2の死亡者を算出するに当たり計算の基礎とした各疾患による死亡者の数値、地域的分布及び出典
- 4 NO₂について、設定した閾値の数値及び単位及び出典（年平均値か24時間平均値か。）WHOのガイドライン値は、年平均値と1時間平均値であるが、どのように24時間平均値に換算したか。
- 5 NO₂について、前提とした（日本又は各地域の）大気中濃度の数値及び単位及び出典（年平均値か24時間平均値か。）
- 6 煤じん等について、計算の根拠とした排出量の数値及び出典